

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第6号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 公益財団法人京都市体育協会

第2条第1項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 一般財団法人京都市職員厚生会

第2条第1項第17号及び第18号を次のように改める。

(17) 公益財団法人京都高度技術研究所

(18) 公益財団法人京都市国際交流協会

第2条第1項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号を削り、第22号を第20号とし、第23号を第21号とし、第24号を第22号とし、第25号を第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 一般財団法人京都市防災協会

第2条第1項中第26号を削り、第27号を第25号とし、第28号から第38号までを2号ずつ繰り上げ、第39号を第37号とし、同号の次に次の1号を加える。

(38) 一般社団法人地方税電子化協議会

第2条第1項第40号を削り、同項に次の1号を加える。

(39) 一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(京都市人事委員会事務局調査課)